

# 令和7年4月から 『難聴児補聴器購入費助成事業』における イヤーマールド交換の回数制限を撤廃し、 片耳難聴児に対する助成対象を拡充します。

「難聴児補聴器購入費助成事業」とは、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が、補聴器を装用することで言語の取得等の効果が見込める場合に、補聴器の購入費用等の一部を助成する事業です。令和7年4月から、イヤーマールド交換の回数制限を撤廃し、片耳難聴児に対する助成対象を拡充します。

## 1 対象児

- (1) 市内に住所がある18歳未満の難聴児
- (2) 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。  
(ただし、医師が必要性を認める場合は、聴力レベルが30デシベル未満でも対象となる場合があります。)
- (3) 身体障害者手帳の交付対象でないこと。



## 2 拡充内容

- (1) イヤーマールド交換の回数制限撤廃  
イヤーマールドの交換に要する経費について、これまで補聴器を購入又は製作した年度を除き、1年度につき1回に限り助成することとしていましたが、個々のこどもの成長に応じた交換に対応できるよう、回数制限を撤廃します。
- (2) 片耳難聴児に対する助成対象の拡充  
助成金の交付対象児は、原則、両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上の難聴児ですが、このたび、例外として「片耳の聴力レベルが30デシベル以上で、医師が補聴器の装用を認める場合」であれば、交付対象となるよう助成対象を拡充します。

## 3 申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 医師の意見書（裏面の医療機関で作成されたもの）（※1）
- (3) 補聴器の見積書  
(意見書の処方に基づき、裏面の補聴器専門店で作成されたもの）（※2）
- (4) 対象児童の聴力レベルがわかる書類（※3）

※1 イヤーマールド交換及び修理の場合は必要ありません。

※2 イヤーマールド交換及び修理の場合は、意見書の処方に基づく必要はありません。デジタル補聴器の調整加算がある場合は、「補装具費支給事務取扱要領」に準じ、適切に調整が行われた書類もあわせて提出してください。

※3 イヤーマールド交換及び修理の場合で、本事業で補聴器本体の助成を受けたことがない方のみ必要です。

## 4 医療機関（令和7年4月1日時点）



医療機関名	診療科	郵便番号	住所	電話
広島市こども療育センター	耳鼻咽喉科	732-0052	東区光町二丁目15番55号	263-0683
広島市立広島市民病院	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科	730-8518	中区基町7番33号	221-2291
広島大学病院	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科	734-8551	南区霞一丁目2番3号	257-5555
県立広島病院	耳鼻咽喉科 ・頭頸部外科 小児感覚器科	734-8530	南区宇品神田一丁目5番54号	254-1818

## 5 認定補聴器専門店（令和7年4月1日時点）

店舗の名称	郵便番号	住所	電話
トーション・広島補聴器センター	732-0824	南区的場町一丁目2番21号 広島第一生命O.Sビル1F	553-9788
聞こえの田中株式会社広島本通店	730-0035	中区本通7番27号トミヤビル1F	248-4133
補聴器センターアイ本店	730-0051	中区大手町三丁目1番8号 清水ビル	541-3311
株式会社光電広島補聴器センター	730-0017	中区鉄砲町8番6号 ありみビル2F	227-1007
マキチエ株式会社広島営業所	730-0017	中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル10F	221-5336
補聴器センターアイ可部店	731-0221	安佐北区可部三丁目40番18号	819-3313
あんしん補聴器	731-5128	佐伯区五日市中央五丁目18番5号 高田ビル101号	921-3305

## 6 お問合せ先

名称	電話番号	ファックス番号
障害福祉課	504-2147	504-2256
中区福祉課障害福祉係	504-2588	504-2175
東区福祉課障害福祉係	568-7734	568-7781
南区福祉課障害福祉係	250-4132	254-9184
西区福祉課障害福祉係	294-6346	294-6311
安佐南区福祉課障害福祉係	831-4946	870-2255
安佐北区福祉課障害福祉係	819-0608	819-0602
安芸区福祉課障害福祉係	821-2816	821-2832
佐伯区福祉課障害福祉係	943-9769	923-1611